

インドネシア商標法について

2015年9月10日

2016年11月15日改訂

2017年11月17日改訂

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

0. はじめに

インドネシアは、人口約2.47億人で世界第4位（2012年）の国である。

近年の経済動向は、2010年は6.2%、2011年は6.5%、2012年は6.3%という堅調な経済成長を達成している。また、日本は長年にわたりインドネシアに対する最大の政府開発援助供与国であり、日本とインドネシアとの貿易では、非石油・ガス部門だけでも、輸出入の両面で最大の貿易国の一つである。2013年のインドネシアの対日輸出は2兆3,180億円で国別輸出総額第1位、対日輸入は1兆6,618億円で第3位である。日本のインドネシアからの主な輸入品は、石油・液化天然ガス、石炭、鉱物資源、エビ、パルプ、繊維及び繊維製品、一般機械、電気機器等で、特に、インドネシアは日本にとって重要なエネルギー供給国であり、日本のエネルギー輸入に占めるインドネシアの割合は石炭：20%（第2位）、液化天然ガス：12%（第4位）となっている。他方、日本からインドネシアへの主な輸出品は、一般機械及び部品、プラスチック等化学製品、鉄鋼、電気機器、電子部品、輸送機械及び自動車部品となっている。日系企業も1,496社が進出しており（2014年3月時点）、日本にとって重要な市場となりつつある。

海外進出を進める上では、現地の法制を理解しておくことが肝要であり、とりわけ知的財産法に関しては、もともと法改正が盛んな分野であり、また模倣品被害が深刻な問題となることからその重要性は高い。

2016年10月27日付で商標法の改正が可決し、商標の定義の拡大（立体商標・音商標・ホログラム商標が登録可能に）等の改正が行われた。

★2018/1/2より発効

【インドネシアがマドリッド制度へ加盟しました】

インドネシア政府は、2017年10月2日にマドリッド協定議定書への加入書をWIPO事務局長に寄託しました。これにより、インドネシアがマドリッド同盟の100番目の加盟国となりました（ついに加盟国数3桁の大台に到達しました）。

同議定書は2018年1月2日に発効され、この日以降は、インドネシアを指定してマドプロ出願をすることが可能となります。

また、既に国際登録を有していれば、インドネシアを事後指定することも可能です。

1. 登録できる商標について

.....

..... (全7ページ)

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

大阪法務部長：八谷 晃典（大阪本部在籍）

東京法務部長：石黒 智晴（東京本部在籍）

TEL（大阪）：06-6351-4384（代表）

TEL（東京）：03-3433-5810（代表）

E-Mail：ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebookも、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>

< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>

< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>

< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebookにつきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。